

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会委員委嘱書交付式

及び第1回八潮市多文化共生推進プラン策定委員会

次第

日時 令和2年8月19日（水）
午後2時～午後4時（予定）
場所 八潮市役所 別館会議室A

〔八潮市多文化共生推進プラン策定委員会委員委嘱書交付式〕

- 1 開式
- 2 委嘱書交付
- 3 閉式

〔第1回八潮市多文化共生推進プラン策定委員会〕

- 1 開会
- 2 自己紹介
- 3 委員長及び副委員長の選任
- 4 質問
- 5 市長あいさつ
- 6 議事
 - (1) 八潮市多文化共生推進プランの概要及び策定スケジュールについて
 - (2) 八潮市多文化共生推進プラン（骨子案）について
- 7 その他
 - (1) 次回の委員会について
- 8 閉会

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	所属等	氏名
市民活動団体の代表者	1 八潮市町会自治会連合会（八條地区）	オオクボ タツオ 大久保 龍雄
	2 八潮市町会自治会連合会（潮止地区）	カネコ マサオ 金子 政雄
	3 八潮市町会自治会連合会（八幡地区）	ヒルマ タケオ 昼間 竹雄
	4 やしお日本語ひろば	イイヤマ やよひ 飯山 やよひ
	5 WeLove国際交流	ヤマウチ カヨコ 山内 加代子
	6 (福) 八潮市社会福祉協議会	エシノ カズノリ 星野 和則
	7 八潮市PTA連合会	ウチダ アキコ 内田 亜希子
学識経験を有する者	8 学校法人聖学院 聖学院大学 基礎総合教育部 特任講師	クラタ カヤ 倉田 芳弥
	9 学校法人獨協学園 獨協大学 国際教養学部 言語文化学科 教授	オカムラ ケイコ 岡村 圭子
	10 公益社団法人 国際日本語普及協会 講師	マツオ キヨウコ 松尾 恭子
その他市長が必要と認める者	11 市民公募	ウチダ ユウジ 内田 裕二
	12 市民公募	ヒエダ ススム 稗田 進
	13 市民公募	オノ アンナ 小野 アンナ
	14 市民公募	リ ハンフェイ 李 涵慧

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）第3条の規定に基づき、八潮市多文化共生推進プラン策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民活力推進部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は
、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○八潮市附属機関設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する市の執行機関の附属機関（以下「附属機関」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別の条例に基づいて設置されたもののほか、附属機関として置くものは、別表のとおりとする。

(委任)

第3条 附属機関の組織、運営その他必要な事項は、法律若しくはこれに基づく政令又はこの条例に定めるもののか、当該執行機関が定める。

別表（第2条関係） ※抜粋

附属機関名	職務
八潮市多文化共生推進プラン 策定委員会	八潮市多文化共生推進プランの策定に関する事項を調査審議する。

○八潮市附属機関の会議の公開に関する規則

平成11年6月25日

規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議を公開することにより、市の行政活動の公正性及び透明性を図ることを目的とする。

(会議の公開)

第2条 附属機関の会議は、公開とする。

(公開しない会議)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、附属機関の会議を公開しないものとする。

- (1) 法令(条例を含む。)又は他の規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものについて審議等を行う場合
- (3) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八潮市多文化共生推進プラン策定委員会傍聴要領

〔令和2年3月26日
市長決裁〕

1 趣旨

この要領は、八潮市附属機関の会議の公開に関する規則第4条に基づき、会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 開催の周知

開催の周知方法は、八潮市附属機関の運営及び委員の委嘱に関する基本方針によるものとする。

3 傍聴の申込み等

- (1) 傍聴しようとする者は、傍聴申込書を提出しなければならない。
- (2) 傍聴申込書を提出した者（以下「傍聴人」という。）は、受付日に限り傍聴をすることができる。

4 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、10人とし、受付順とする。

5 傍聴人の入場制限

傍聴人が定員に達したときは、入場することができない。ただし、委員長の許可を経た場合は、この限りでない。

6 傍聴人の遵守事項

- (1) 傍聴人は、会議の内容について意見、要望、質問等、又は、可否の表明を行うことはできない。
- (2) 傍聴人は、会議の秩序を乱し、会議の妨害となるような行為を行ってはならない。
- (3) 傍聴人は、傍聴席において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- (4) 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。
- (5) 傍聴人に上記の行為があったときは、委員長が制止し、その指示に従わないときは退場させることができる。

7 その他

その他必要な事項は、別に定める。

